

いい医療に向かってGO (11月25日)!

11月25日を含む1週間は医療安全推進週間です。

診察室に入ると緊張してしまう、こんなこと言っているのかな、聞いていいのかなと思ってしまうことはありませんか？

自分の望む医療を選択して受けるためにインフォームド・コンセント（医療者による説明と、患者の理解・選択にもとづく同意）はかせません。

医療者がわかりやすい説明を心掛けるのとあわせて、患者さんにも医療者任せにしない、ちょっとした心掛けが必要です。

「医者にかかる10箇条 あなたがいのちの主人公・からだの責任者」

1. 伝えたいことはメモして準備
2. 対話の始まりはあいさつから
3. よりよい関係づくりはあなたにも責任が
4. 自覚症状と病歴はあなたの伝える大切な情報
5. これからの見通しを聞きましょう
6. その後の変化も伝える努力を
7. 大事なことはメモをとって確認
8. 納得できないときは何度でも質問を
9. 医療にも不確実なことや限界がある
10. 治療方法を決めるのはあなたです

出典：認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML「新・医者にかかる10箇条」

医療安全支援センター患者の声相談窓口

安心して医療にかかるための方法を一緒に考えます。

多摩立川保健所 042-526-3063（主として管内の診療所のこと）

都庁 03-5320-4435（主として都内の病院のこと）

※原則電話で30分以内。

※医療の過失や責任の所在の判断、紛争の仲介等はいりません。

※医療費に関することは、医療機関の窓口、各健康保険者へお問い合わせください。



【この記事に関する問合せ先】管理課保健医療担当

喫煙を禁止されていない屋外でも配慮義務があります！

健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、屋内は**原則禁煙**です。
屋外などの喫煙禁止場所以外であっても、喫煙時には配慮義務があります。

喫煙を禁止されていない場所で喫煙をする場合や、喫煙を禁止されていない場所に喫煙場所を設置する場合も、周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。例えば、**人通りの多い歩道に面して喫煙場所を設置することは、歩行者が受動喫煙に遭う可能性が高いことから不適切**です。

なお、路上喫煙については、区市町村が独自に喫煙ルールを定めている場合があります。詳しくは、所在地の区市町村へご確認ください。

詳しくはこちら 

とうきょう健康ステーション

受動喫煙防止対策の情報を発信しています。 [東京都受動喫煙防止条例](#) 

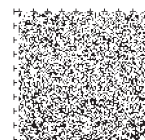


東京都受動喫煙防止対策相談窓口

平日9:00～17:45 ※通話料がかかります。 **0570-069690** もくもくゼロ



多摩立川保健所
たばこ対策キャラクター
禁煙きんちゃん



【この記事に関する問合せ先】市町村連携課市町村連携担当